

審 査 基 準

平成21年1月28日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第13条第4項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 が 運送事業用自動車 で なくなった場合の保管場所 標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標 章）、第13条第3項（適用除外等） 自動車 の 保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所 標章の交付の手続）
審 査 基 準： (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定める ことを要しない。)
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口に提出し てください。
問 い 合 わ せ 先：警察署、警察本部交通規制課
備 考：